
プロジェクト 四半期報告書制度の見直しへの対応

項目 本日の審議事項

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において検討を行う事項の概要についてご説明することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2023 年 10 月 5 日に開催された第 511 回企業会計基準委員会では、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案¹」という。）において、新たに半期報告書を提出することとなる会社²に適用される会計基準等を、「(仮称) 中間会計基準等」として新たに開発することとし、「(仮称) 中間会計基準等」の適用対象となる半期報告書について現行の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容が想定され、早期の基準開発へのニーズがあることを踏まえ、原則として企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）における第 2 四半期の会計処理及び開示の取扱いを踏襲し、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換えることを提案した。
3. この提案に対して、単純な用語の置き換えが難しい個別の論点について別途検討することを前提に同意するとのご意見をいただいている。

III. 本日の審議事項

¹ 審議事項(4)-2 以降の審議資料では、特に断りのない限り、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案を「改正法案」、現行の「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）を「金融商品取引法」及び現行の「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）を「企業開示府令」として表記している。

² 特定事業会社以外の上場会社等及び特定事業会社以外の非上場会社が上場会社等の制度を適用する場合をいう。

4. このため、本日は、以下の論点についてご意見をお伺いしたい。
- (1) 「(仮称) 中間会計基準等」の開発にあたり個別に検討が必要な論点の整理
(審議事項(4)-2)
 - (2) 原価差異の繰延処理及びみなし取得日の取扱い (審議事項(4)-3)
 - (3) 四半期適用指針で認められた簡便的な会計処理等 (審議事項(4)-4)
5. なお、第 511 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(4)-5 に記載している。

以 上